

## 第26回 安来市農業委員会議事録

平成28年8月22日 午後2時00分 第26回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

### 1. 出席委員

1番 小林 智弘君	2番 安松 智君	3番 青藤 治道君	4番 大櫃 和則君
5番 板垣 裕志君	6番 藤原 明紀君	7番 秋間千枝子君	8番 増田 和夫君
9番 北川 正幸君	10番 伊藤 聡彦君	11番 山本 朝來君	12番 長谷川雅博君
13番 新田 里恵君	14番 根來 茂樹君	15番 永田 正満君	
17番 富田由美子君	18番 谷川 忠美君	19番 妹尾 茂君	20番 田邊チカ子君
22番 板金 悟君	23番 渡邊 克実君	24番 小川 聡君	25番 岩田 繁樹君
	27番 山崎 雅三君	28番 加藤 昭彦君	29番 宮本 重徳君
30番 福田 渉君	31番 岡田 一夫君	32番 吉村 正君	33番 小藤 昇君
34番 渡邊 憲治君		36番 田中 通夫君	37番 渡辺 和則君

### 2. 欠席委員

16番 塩見 秀雄君 26番 佐々木吉茂君 35番 齋藤 哲君

### 3. 出席事務局

竹内 章二君 細田 正樹君 兒玉 尚子君

### 4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 8月22日 1日
日程第 3	議第102号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	議第103号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 5	報第114号 農地転用事業計画の変更承認を受けた農地法第5条の規定による許可申請の専決処分について
日程第 6	報第115号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 7	議第104号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 8	報第116号 公共事業に伴う廃土処理に係る届出について
日程第 9	報第117号 土地改良区からの地目変更届出の通知について

### 5. 議事

事務局：竹内 章二君

定刻になりましたので、只今から第26回安来市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。  
それでは、本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表であります。ご確認をお願いします。  
初めに、田中会長のあいさつをお願いいたします。

議長：田中 通夫君

【挨拶】

議長：田中 通夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：竹内 章二君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第21条第3項に基づき定足数に達しましたので、第26回安来市農業委員会の会議を開催します。

議長：田中 通夫君  
欠席委員はありますか。

事務局：竹内 章二君  
16番 塩見委員、26番 佐々木委員、35番 齋藤委員です。

議長：田中 通夫君  
日程第1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により15番 永田委員、17番 富田委員を指名いたします。

議長：田中 通夫君  
日程第2 会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

**【異議なしの声多数】**

議長：田中 通夫君  
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議長：田中 通夫君  
日程第3 議第102号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。議事の前に安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、31番 岡田委員の退席を求めます。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君  
2ページをご覧ください。議第102号 農地法第3条の規定による許可申請について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて3ページから5ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、6件で、全て 所有権移転 に関する案件です。現地調査の確認につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、相手方の要望による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は車で10分以内、必要な農機具はコンバイン、トラクター、田植機、乾燥機、をそれぞれ2台所有しています。また、労働力は本人と妻の計2人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10a当り245,900円です。

2番は経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの各要件については、満たしております。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は徒歩で5分、必要な農機具はトラクター、コンバイン、田植機を8人で共有し、運搬車、モアロールペイラ、農用ローダを各1台所有し、牛を15頭飼育しています。また、労働力は本人と妻の計2人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、2筆合わせて25万円です。

3番は、受贈による贈与のための所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は平均1.5km、必要な農機具は、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラックをそれぞれ1台所有しています。また、労働力は本人と父の計2人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。

4番は、受贈による贈与のための所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は徒歩3分以内、必要な農機具は、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラックをそれぞれ1台所有しています。また、労働力は本人と父の計2人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。

5番は、農業廃止による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は2km、必要な農機具は、トラクター7台、田植機5台、コンバイン7台、管理機1台、GPS2台を所有しています。また、労働力は理事5人が常時従事しています。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、本人の意向により公表されていません。

6番は、相手方の要望による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は平均100m、必要な農機具は、トラクター、コンバイン、田植機を各2台、軽トラックを3台所有しています。また、労働力は本人と妻、子の計3人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、38万3千円です。以上です。

議長：田中 通夫君

事務局の説明が終わりました。地元委員から補足説明を1番の案件について25番 岩田委員、2番の案件について34番 渡邊憲治委員、3番、4番の案件について19番 妹尾委員、5番の案件について12番 長谷川委員、6番の案件について15番 永田委員 お願いします。

25番 岩田 繁樹君

25番 岩田です。1番案件について説明します。申請場所は広瀬庁舎前から国道432号線を西に約700m行き、旧432号線と新432号線の付け根あたりにあります。申請人は車で約15分のところに住んでいます。4年前から譲受人に申請場所の管理を依頼しています。今回の申請は、申請人が高齢となったことから、譲渡することを決められたとのことです。譲受人は16,144㎡の農地を耕作しており、意欲的に農業に取り組んでいます。今回の申請も経営拡大によるものであり、周辺農地への農業上の影響はないと考えます。委員の皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

34番 渡邊 憲治君

34番 渡邊です。2番案件について説明します。まず、申請場所について説明します。国道432号線を奥出雲町方面に向かって行くと、左側に東比田湯田山荘方面へ行く道があります。その道を過ぎ、100m先の右側の旧道に入り約200m行ったところの右側の少し上がった場所が申請場所です。譲受人は和牛15頭を飼育し、農地も21,647㎡耕作し、意欲的に農業に取り組んでいます。周辺農地への農業上の影響はないと考えます。委員の皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

19番 妹尾 茂君

19番 妹尾です。3番、4番案件について説明します。まず、3番案件ですが、安来警察署の北側の一帯が申請場所です。親子間の贈与であり、現在も一緒に農業をしており、周辺農地への農業上の影響は

ないと考えます。続いて4番案件ですが、申請場所は国道9号線の安来大橋から西に向って約200m行ったところにセブンイレブンの交差点があります。その交差点を北に向って約700mのところを灘今津町に向う道が左方向にあります。そこを左側に入り約300m行き、右に約200m行き三叉路があります。その三叉路の右側の角の一角です。申請人は譲受人の叔母です。先代から受け継いだ農地を贈与するものであり、周辺農地への農業上の影響はないと考えます。委員の皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

12番 長谷川 雅博君

12番 長谷川です。5番案件について説明します。まず、申請場所の説明をします。県道米子広瀬線を南小学校から西へ約1km行ったところに県道布部安来線との交差点があります。交差点を吉田方面に約1.5km行ったところの右側が申請場所です。譲受人は1,905,402㎡の農地を耕作しており今回の申請は譲渡人の離農によるものであります。また、譲受人は経営面積の拡大とともに、双方の合意のもと、今回の申請となりました。周辺農地への農業上の影響はないと考えます。委員の皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

15番 永田 正満君

15番 永田です。6番案件について説明します。まず、申請場所の説明をします。国道9号線飯梨川の橋を安来から荒島方面に約1km行ったところに、赤江信号機があります。ここから北北西の方向に約200m行った水田地帯の一角です。譲受人はこの町内の代表的な中核農家であり、本人と妻、昨年からは息子も農業に携わり、規模拡大ということで意欲的に農業に取り組んでおり、周辺農地への農業上の影響はないと考えます。委員の皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

議 長：田中 通夫君

説明が終わりました。それでは只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

次に、5番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

次に、6番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、31番 岡田委員の退席を解除します。

議長：田中 通夫君

日程第5 議第103号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

6ページをご覧ください。議第103号 農地法第5条の規定による許可申請について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第48条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。7ページに案件の内容、8ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は1件で、賃貸借権の設定に関する案件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地と判断します。転用目的は、真砂土採取排水路設置で、権利の設定は賃貸借権です。借借人は平成26年10月に2年間の一時転用許可を受けましたが、採取が計画通り進まずに期限が来たため、再び申請したものです。また、一時転用の期間は許可後から2年間で、終了後は速やかに農地への現状復帰が確約されています。よって、この当該申請地以外では、その目的が達成出来ませんので、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。農地の区分と転用目的については適当であると考えます。関係他法令との整合性については、当該申請地は、都市計画法による市街化調整区域であり、採石法第33条の規定による採取計画認可申請書の写しが添付され、許可見込みとのこと。なお、賃借料は、年額 1万円です。以上です。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。2番 安松委員 お願いします。

2番 安松 智君

2番 安松です。1番案件の場所について説明します。8ページの位置図をご覧ください。位置図の上の方、左右に走っているのが国道9号線、その下に2本並行して走っているのがJR山陰本線です。JR安来駅から約500m東にある和田踏切から市道和田旧国道線を東へ約600m行ったところの南に秦精工株式会社があります。その裏手にある土地が申請場所です。以上です。

議長：田中 通夫君

次に現地調査5班の調査報告を22番 板金委員 お願いします。

22番 板金 悟君

22番 板金です。5条案件の現地調査の報告をします。今月の調査班は5班で先週19日の午後、根来班長、岡田委員、吉村委員、富田委員、伊藤委員、事務局から竹内局長、細田主査、私の8人で行いました。申請理由は公共事業に必要な真砂土採取のため、当初は平成24年10月15日の許可を受け、今回が2度目の事業の更新手続きのための申請となっています。許可の期間は許可日から2年間ということです。現地には、洗車場、沈澱池を設け雨水、汚水等の排水対策もとられています。過去の事業期間中に問題も発生しておりません。同意書等の書類については隣地農地の同意書、取水排水の同意書、土地使用の同意書、採取計画の申請書等書類も整っており、調査班としましては許可が妥当と判断しました。委員の皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。以上です。

議長：田中 通夫君

地元委員から補足説明がありましたら、説明をお願いします。

2番 安松 智君

議長。

議長：田中 通夫君

2番 安松委員。

2番 安松 智君

2番 安松です。先ほど、2回目の事業更新手続きのための申請と説明がありましたが、3回目の更新手続きのための申請です。

議長：田中 通夫君

只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

日程第5 報第114号 農地転用事業計画の変更承認を受けた農地法第5条の規定による許可申請の専決処分について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

9ページをご覧ください。報第114号 農地転用事業計画の変更承認を受けた農地法第5条の規定による許可申請の専決処分について 上記のことについて、別紙のとおり農地転用事業計画の変更承認を受けた農地法第5条の規定による許可申請の専決処分をしましたので報告するものです。

1番は先月の会議で農地転用事業計画の変更について 適当と認める と決定され、島根県に意見書を付して送付し、平成28年7月26日付けで承認されています。その後、提出された 農地法第5条の規定による許可申請 と承認された 農地転用事業計画変更申請 の内容に相違がないと認められましたので、安来市農業委員会規定第3条に基づき平成28年8月1日に専決処分をし、許可は適当である意見書を付して県へ送付しましたので報告します。以上です。

議長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

日程第6 報第115号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

12ページをご覧ください。報第115号 農地法第5条の規定による届出について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。続いて13ページに届出の案件内容、14ページに届出位置図を掲載しておりますので、併せてご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、転用目的は、太陽光発電システムです。また、現地については、地元委員の報告があります。権利の設定は賃貸借権の設定で、期間は21年で、賃借料は年間9万円です。以上です。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。1番の案件について、地元委員から申請場所の説明を求めます。19番 妹尾委員をお願いします。

19番 妹尾 茂君

19番 妹尾です。1番案件の場所を説明します。14ページの位置図をご覧ください。出雲東部地区広

域農道と主要地方道安来木次線との交差点から北へ向って約1 km行ったところに切川バイパスとの分かれ目があります。そこを右に折れて約300 m行くと切川橋があります。切川橋を渡って約30 m行き右折し、さらに約30 m行ったところの右側が申請場所です。以上です。

議長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

日程第7 議第104号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

15ページをご覧ください。議第104号 農用地利用集積計画の決定について 上記のことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めます。18ページをご覧ください。計画要請につきましては、下段の表の 利用集積計画件数、面積 の欄をご覧ください。今月は、賃借権が24件で、22, 794㎡、使用貸借が8件で、7, 622㎡、全体で32件で、30, 416㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。

農林振興課：仙田 美浩君

農林振興課の仙田です。今月の利用集積計画案の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。また、農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業により農地の中間管理権を設定するものです。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長：田中 通夫君

なお、3番、4番、5番案件については、新規就農者でありますので担い手対策委員会委員長より報告をお願いします。

29番 宮本 重徳君

29番 宮本です。3番、4番、5番案件の譲受人は新規就農者でありますので、8月18日午後1時30分より第7回担い手対策委員会を開催しましたので報告します。農林振興課の佐伯係長及び地元委員として妹尾委員より説明を受けた後、譲受人から営農計画等の話を伺いました。譲受人は現在27歳で、大学卒業後法人の育苗センターに勤めていましたが、小さいころからの夢である農業を安来で行いたいという思いから退職し、穂日島の研修センターで2年8ヶ月の間、市及びJAの研修を受けました。新規就農にあたっては、普及センター及び指導農業士から直接営農指導を受け、補助事業を活用し初期投資を抑えながら、5年後には収入が400万円を超えることを目標とし営農計画を作成しました。ハウス5棟を建て、イチゴ栽培に取り組むということです。家族構成は両親がおり、農作業の手伝いをする予定です。譲受人は農業に対して熱い意欲を持ち、営農計画もきちんと作成されておりましたので、担い手対策委員会の中では異議がありませんでした。各委員の皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件は提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。



議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

日程第8 報第116号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

22ページをご覧ください。報第116号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について 上記のことについて、別紙のとおり届出書の提出がありましたので報告するものです。23ページをご覧ください。今月の公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出は2件です。

いずれも、安来市上下水道部 より届出のあったもので1件目は 事業名は、 清水搔地区配水管布設 工事 で工期は既に始まっていますが、平成28年7月5日から12月20日までです。終了後は畑として利用されます。2件目は 事業名は、 山佐浄水場改良(その1) 工事 で工期は既に始まっていますが、平成28年8月1日から平成29年2月28日までです。終了後は畑として利用されます。以上です。

議長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

日程第9 報第117号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

24ページをご覧ください。報第117号 土地改良区からの地目変更届出の通知について、上記のことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。25ページをご覧ください。土地改良区からの通知は、2件で、畑への地目変更です。以上です。

議長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第26回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後2時50分)